

印紙税の歴史

印紙税の歴史は古く、1624 年オランダで導入されたことから始まります。やがてイギリスをはじめヨーロッパ各国にも広まりました。

1765 年当時のイギリスは、税収の約半分もの莫大な負債を解消するため、植民地に対し印紙税を課税することにしました。

ところが、当時植民地であったアメリカの反発は凄まじいものでした。イギリス議会に自らの権利を主張する代表を送ることが許されていなかったアメリカは、「代表無くして課税なし」として印紙税に反発し、やがて英国製品不買運動まで起こったそうです。結局翌年、印紙税自体は廃止されましたが、イギリス政府は印紙税の代わりに、1767 年に紅茶への関税を導入しました。これが引き金となって、1773 年には歴史の教科書にも出てくるあの有名な「ボストン茶会事件」が起こり、やがてアメリカ独立戦争へと発展するのです。そのため、アメリカには印紙税はありません。



現在日本の印紙税収入は年間約 1 兆 1 千億円です。今年 4 月 1 日以降作成の領収書には、5 万円未満は印紙を貼らなくてもよくなりました。また、不動産譲渡契約書、建設請負工事契約書についても軽減措置が拡充されました。

メールや電子商取引が普及するにつれ、紙で作成される文書が減りつつあります。今後、印紙税の制度自体も抜本的に見直されるかもしれません。

今ふるさと納税が熱い！！

ふるさと納税とは、任意の都道府県や市町村に寄付をすることを言います。自分の出身地にこだわる必要はなく、自分が応援したい自治体でも寄付できます。実際、東日本大震災後には、被災地への寄付が急増して注目されました。尚、寄付した翌年に領収書を添付して確定申告をすることにより、寄付した金額のうち 2 千円を超える部分の金額（ただし、上限があります）が、所得税と住民税から差し引かれます。

近年、ふるさと納税をすれば、その地域の特産品がもらえる自治体があり話題を呼んでいます。自治体によって様々ですが 1 万円のふるさと納税で、5 千円～6 千円の特産品をもらえるケースなどもあります。

制度の詳細については各担当者までお気軽にお問合せください。





続・平成26年税制改正大綱

・主な改正項目を掲載します

税目	改正項目	増/減税	適用時期
所得税	給与所得控除の上限の引き下げ 収入金額 1,500万円→1,200万円 給与所得控除額 245万円→230万円		H28年分～
	相続財産である土地等を譲渡した場合の取得費に加算することが出来る相続税額が、全ての土地等に対応する相続税額から譲渡する土地等に係る相続税額に縮小		H27.1.1～
	譲渡損失の損益通算及び雑損控除出来ない資産の範囲にゴルフ会員権等を追加		H26.4.1～
法人税	復興特別法人税廃止の1年前倒し		H26.3.31 開始事業年度まで適用
	交際費の損金不算入制度の見直し 飲食費のうち50%を損金算入可能に		H26.4.1以降 開始事業年度
消費税	消費税簡易課税制度のみなし仕入率の改正 金融業・保険業 現行60%→50% 不動産業 現行50%→40%		H27.4.1以降 開始事業年度 個人はH28年より
その他	自動車取得税の見直し 自家用車（軽自動車除く） 現行5/100→3/100 営業用及び軽自動車 現行3/100→2/100		H26.4.1～
	エコカー減税の拡充 現行75%→80% 現行50%→60%		H26年度及び H27年度
	自動車税の税率見直し エコカーは減税、それ以外は増税		H26.4.1～
	軽自動車及び二輪車に係る税金の増税 乗用・自家用軽自動車 現行7,200円→10,800円 二輪 ～50cc 現行1,000円→2,000円 90cc～125cc 現行1,600円→2,400円等		H27.4.1～

